（別紙）

姫路市立北部学校給食センター
運営・維持管理業務包括委託入札説明書

令和８年１１月

姫　路　市

1　募集の概要

⑴　業務名

姫路市立北部学校給食センター運営・維持管理業務包括委託

⑵　履行期間

令和９年８月１日から令和１３年８月３１日まで

※契約日から令和９年７月３１日までは準備期間とし、委託料は発生しない。

⑶　履行場所

姫路市立北部学校給食センター

⑷　業務の目的及び概要

ＤＢＯ事業として実施している姫路市（仮称）北部エリア学校給食センター整備及び運営事業（以下「現事業」という。）が、令和９年７月末日で事業期間が満了となる。

現事業の完了後、次期事業において引き続き、安全・安心でかつ安定的に学校給食を提供するため、本市が当該学校給食センターの運営及び維持管理を長期包括業務（以下「本業務」という。）として業務委託を行う。

2　参加資格

⑴　入札参加者の構成等

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の構成は、以下のとおりとする。

ア　入札参加者は、運営業務のうち給食の調理に関する業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）、運営企業のうち給食の配送に関する業務を担当する企業（以下「配送企業」）及び維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）による複数の企業から構成されるグループとする。

ただし、配送企業についてはグループの構成員でなくともよく、この場合は運営企業自ら又は再委託により業務を履行させること。

なお、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。

イ　構成員のうち、運営企業を代表企業として定め、入札手続や落札者となった場合の契約手続を含め、姫路市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る入札参加者内の全ての調整等の責任を負うものとし、姫路市への書類提出及び姫路市からの通知等については、原則として全て代表企業が行う。

ウ　参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。

⑵　入札参加者の構成員の共通の入札参加資格

入札参加者の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア　姫路市入札参加資格制限基準（平成２５年３月２５日制定）に該当しないこと。

イ　姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成２５年４月１日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第３条に定める排除対象業者に該当しないこと。

ウ　競争入札の参加資格等について（平成２３年姫路市告示第４０８号。以下「告示第４０８号」という。）第５項の規定による業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

(ｱ)　法人格を有する者

(ｲ)　公告の日において、姫路市税（納税義務がある場合に限る。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

(ｳ)　公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

a　姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和６２年６月２５日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

b　指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

(ｴ)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(ｵ)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(ｶ)　入札に参加しようとする者の間に次のaからcまでのいずれにも該当しないこと。

a　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(a)　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。 a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(a)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生

法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

c　その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(a)　組合とその組合員の関係にある場合

(b)　一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

⑶　運営企業の入札参加資格

ア　「事務委託」の業種及び「給食サービス」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。

イ　令和３年４月１日以降に、学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）に規定される共同調理場において、調理業務を２年以上履行した実績を元請けとして有すること。

ウ　食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）の規定による営業の許可を有すること。

エ　公告の日から過去３年以内に食品衛生法の規定による営業の停止の処分を受けていないこと。（ただし、当該処分を受けた者であっても、処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる者を含む。）

⑷　配送企業の入札参加資格

配送企業が入札参加者の構成員に含まれる場合は、「運搬、保管」の業種及び「陸上貨物運送」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。

⑸　維持管理企業の入札参加資格

グループ内の維持管理企業のいずれかの者が以下の要件を満たしていること。

なお、以下の要件はグループ内の維持管理企業全体で満たしていればよく、以下で指定する業種の登録がない登録事業者の参加を妨げるものではない。

ア　維持管理企業のいずれか１者以上が「清掃」の業種について競争入札に参加する資格を有していること。

イ　維持管理企業のいずれか１者以上が「設備等点検・保守」の業種について競争入札に参加する資格を有していること。

ウ　維持管理企業のいずれか１者以上が姫路市契約事務取扱要綱（平成３年７月１日制定）第５条の規定による業者登録名簿の分類について市内業者であること。

３　制限付一般競争入札参加申込書等の配布期間及び場所

配布期間	公告の日から令和９年（2027年）２月１８日まで
配布場所	姫路市役所ホームページで提供する。 （https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000034534.html）

4　現場見学について

⑴　日時

姫路市教育委員会学校教育部健康教育課（以下「健康教育課」という。）が指定し、希望者に別途通知する日時

⑵　留意事項

ア　希望者は、令和８年１１月２７日（金）正午までに現場見学申込書（様式第10号）を電子メールにて、健康教育課（送信先：kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp）に提出すること。

イ　見学者は、現場見学当日、検便の検査結果（現場見学前２週間以内に実施したものに限る。）の写し並びに清潔な白衣、帽子及び履物を持参すること。

ウ　現場での資料配付及び質疑応答は行わない。

エ　センター内では、姫路市担当者の指示に従うこと。

オ　現場での写真撮影は原則可とするが、別に指示する場合は、その指示に従うこと。

⑶　現場見学において生じた質問については、次項に定める質問受付期間内に、所定の方法により提出すること。

5　質疑

⑴　次の方法によりこの入札に関する質問をすることができる。

ア　提出書類

質疑書（様式第11号）

イ　提出方法

質疑書に質問事項その他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。また、電子メールの件名は「質疑書　姫路北部学校給食センター」とすること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ　提出場所（送信先アドレス）

kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp

エ　質問受付期間

令和８年１２月８日午前１０時　から　令和８年１２月１５日午後４時まで

⑵　質問に対する回答は、次により行う。

ア　回答開始日時

令和８年１２月２３日午前１０時から

イ　回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

⑶　その他

ア　質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する仕様書の追加事項又は修正事項として取扱う。

イ　質問の内容に参加者を特定することができる記載があるとき又は入札公告に定める期限より後に本市のメールサーバーに到達したものについては、回答しない。

ウ　質問者名は公表しない。

6　入札参加申込み

⑴　この業務の入札に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、次号に示す受付期間及び申込書の提出先に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによることとし、持参する際は、事前に連絡をした上で持参すること。

ア　制限付一般競争入札申込書兼入札参加資格審査申請書（様式第１号）

イ　入札参加表明書（様式第２号）

ウ　グループ構成一覧（様式第３号）

エ　グループ構成員連絡先一覧（様式第４号）

オ　業務実施体制（様式第５号）

（構成員ごとに必要）

カ　委任状（様式第６号）

キ　誓約書（様式第7-1号）※代表企業用

ク　誓約書（様式第7-2号）※構成員用

ケ　市税に未納がないことの納税証明書（滞納無証明書、姫路市税の納税義務がある場合に限る）［公告日以後に発行されたものの原本又は写し］

コ　所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その３の２）又は法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書（税務署様式その３の３）［公告日以後に発行されたものの原本又は写し］

サ　関連企業申告書（様式第８号）

（運営企業のみ必要）

シ　第２項第３号に規定する履行実績に係る履行実績調書（様式第９号）

⑵　入札参加申込みの方法、受付期間及び申込書の提出先

申込方法	持参又は郵送 郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達の記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達の記録が確認できない場合は、入札参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。
受付期間	令和９年（2027年）１月４日から令和９年（2027年）１月１２日まで （姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。） 午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後４時必着
申込書の提出先	姫路市安田四丁目１番地　健康教育課 （姫路市役所 北別館６階） 電話番号 ０７９－２２１－２７７２

7　入札参加資格の審査

⑴　姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果を令和９年（2027年）１月１４日までに、確認通知書を電子メールにて発送することで通知する。なお、入札参加資格の確認日は入札参加申込の受付期間最終日とする。

⑵　入札参加資格があると認めた参加希望者には、確認通知書に電子入札のＩＤ及びパスワードを記載する。

⑶　入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。

⑷　入札参加資格がないと認められた参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和９年（2027年）１月２１日正午までに、入札参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式12号）を電子メールにて送信すること。（送信先：kyo-kyuushoku@city.himeji.lg.jp）にて、健康教育課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。

8　入札に関する事項

⑴　入札期間及び開札の日時

入札期間	令和９年（2027年）２月５日　午後１時００分から ２月８日午後４時００分

開札の日時	令和９年（2027 年）２月９日　午前１１時００分

⑵　入札方法等

入札の方法は、電子入札システムによる電子入札とする。詳細については、入札参加資格があると認めた参加希望者に、確認通知書と併せて送付する。

⑶ 入札に関する条件等

ア　入札書に必要な事項を入力するとともに、電子入札システムにより送信すること。

イ　入札の際は、入札金額内訳書（様式第 13 号）を添付すること。

記入の際は「入札金額算出の考え方」を参照すること。

ウ　郵便及び電話による入札は認めない。

エ　電子入札システムに入札書の情報が記録された後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

オ　入札金額その他必要事項が、所定の入札期間内に電子入札システムに記録されていること。

カ　電子入札システムに記録されるべき事項が分明であること。

キ　入札書に記載する金額は、１円単位とすること。

⑷　入札の辞退に関する事項

ア　入札参加者は、入札締切日時前で、かつ、入札書を電子入札システムにより送信するまでの間に限り、辞退届を電子入札システムにより送信して入札を辞退することができる。ただし、電子入札システムにより辞退届を送信した後は、辞退届の撤回をすることはできない。

イ　入札締切日時までに電子入札システムによる入札書の送信がなく、かつ、電子入札システムによる前号の辞退届の送信もない入札参加者は、入札締切日時を経過した時をもって当該入札を辞退したものとみなす。

この場合においては、開札後、書面による辞退届を健康教育課に提出すること。

⑸　関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治４０年法律第４５号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

9　入札保証金及び契約保証金等に関する事項

⑴　入札保証金については、免除する。

⑵　契約保証金については、姫路市契約規則（昭和６２年姫路市規則第２９号）第２９条の規定を適用する。

１０　入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、その他入札参加資格のない者のした入札

⑵　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札

⑶　同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

⑷　最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を設定している場合には、最低制限価格を下回る金額の入札

⑸　談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札

⑹　再度入札における入札金額が、直前の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札

⑺　電子入札用ＩＤ及びパスワードを不正に使用した入札

⑻　第２項第２号ウ（カ）に定めるいずれかに該当する複数の者のした入札。ただし、該当する者のうち１者を除く他の全ての者が入札を辞退した場合は、残る１者の入札は、無効としない。

１１　落札者の決定

⑴　予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。

⑵　開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）によって落札者を決定する。電子くじによって落札者を決定する際に入力するくじ番号は、入札書において入札参加者が指定するものとする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者は、電子くじを引くことを辞退することはできない。

⑶　開札の結果、落札者が決定した場合は、電子入札システムより落札通知書が発行される。

⑷　契約締結予定日は令和９年２月１８日とする。

⑸　落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

１２　再度入札に関する事項

⑴　初回の入札において落札者となるべき入札をした者がない場合は、直ちに再度の入札を

行う。再度入札の回数は、２回とする。

⑵　再度入札の入札書提出期間及び開札日時は、再入札通知書に記載する。なお、入札締切日時及び開札日時は原則として次の通りとする。

	入札締切日時	開札日時
再度入札（１回目）	初回開札日の午後２時（予定）	初回開札日の午後２時５分（予定）
再度入札（２回目）	初回開札日の午後４時（予定）	初回開札日の午後４時５分（予定）

⑶　直前の入札の最低金額は、再入札通知書に記載する。

⑷　再度入札には、直前の入札において入札に参加しなかった者、無効とされた者は参加できない。

１３　その他

⑴　予定価格は、非公表とする。

⑵　本業務についての説明会は、実施しない。

⑶　落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

⑷　落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

⑸　落札決定から契約締結までの間に、落札者が入札制限基準若しくは排除対象業者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

⑹　入札参加者は、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、手続の進行状況を確認すること。

⑺　電子入札システムの運用時間は、午前９時から午後８時までとする。ただし、本市の休日は終日利用できない。また、電子入札システムの整備等の作業のため一時的に停止することがある。

⑻　電子入札の手続に関する情報の提供を行う必要があるときは、電子入札システムの情報公開機能及び ホームページ等で提供するものとする。なお、入札参加者が情報を閲覧しなかったことにより被った不利益についての異議は一切認めないものとする。

⑼　契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑽　本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。落札者となった者で電子契約を希望する場合は、落札決定後直ちに電子契約利用申請書（グループの構成員全者分）を健康教育課まで提出すること。なお、業者登録名簿に登録されている者であり、かつ、電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用するこ

と。

(https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html)